

埋蔵文化財発掘調査労働者派遣業務・埋蔵文化財発掘調査補助作業委託業務の競争入札参加資格申請の受付について

奈良県立橿原考古学研究所では、令和7年度に実施する埋蔵文化財の発掘調査について、発掘調査労働者派遣業務、発掘調査補助作業委託業務の競争入札を実施するにあたり、入札参加資格申請を受付けますので、下記のとおりお知らせします。

【埋蔵文化財発掘調査労働者派遣業務】

1. 競争入札による契約の名称等

(1) 契約の名称

埋蔵文化財発掘調査労働者派遣業務

※ 発掘作業員は、遺構の検出と掘削、記録作成の補助、発掘調査現場の維持管理等、埋蔵文化財の発掘調査に必要な知識・技能を有するもののことをいい、当研究所担当職員の指示・監督のもとにこれらの作業を行う。

(2) 競争入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(3) 履行場所

奈良県内一円

2. 競争入札参加に必要な条件

- (1) 奈良県内に本店、支店または営業所を置き、一般労働者派遣事業許可を受けている、もしくは特定労働者派遣事業を届出ていること（有効期間内のものに限り）。
- (2) 奈良県会計局に物品購入等に係る競争入札参加資格の登録（Q役務の提供、7諸サービス、⑧文化財調査または⑥人材派遣）を行っており、かつ、電子入札システムへの利用者登録が行われていること。
- (3) 1つの発掘調査現場について、以下の条件を満たす作業員を派遣できること。
 - ア 3年以上の発掘調査経験を有する作業員（Aランク作業員）を20名以上派遣できること。なお、1つの現場におけるAランク作業員と発掘調査経験2年以下（Bランク作業員）の比率は、4：1以上とする。
 - イ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者で、5年以上の発掘調査経験を有し、作業員への作業の指示及び安全管理が行える統括作業員を、作業員15名につき1名派遣できること。
 - ウ 足場の組立て等が発生する発掘調査現場においては、足場の組立て等作業主任者の技能講習修了者、および足場の組立て等の業務に係る特別教育の受講者を必要人数確保すること。

- エ 発掘調査現場において遺構の平面図・断面図等の作成経験を1年以上有する作業員（図面作成作業員）を、1つの現場につき1名以上派遣できること。
- (4) 上記(3)の条件を満たさなくとも、以下の条件を満たせば、当面の間発注の対象とし、作業内容が一定以上の評価を得れば、継続して発注の対象とする。
 - ア 1つの発掘調査現場について、2年以上の発掘調査経験を有する作業員を5名以上派遣できること。なお、1つの発掘調査現場における発掘調査経験者と未経験者の比率は、4：1以上とする。
 - イ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者および足場の組立て等作業主任者の技能講習修了者で、3年以上の発掘調査経験を有し、作業員への作業の指示及び現場の安全管理が行える統括作業員が派遣できること。
 - ウ 足場の組立て等が発生する発掘調査現場においては、足場の組立て等作業主任者の技能講習修了者、および足場の組立て等の業務に係る特別教育の受講者を必要人数確保すること。
 - エ 発掘調査現場において遺構の平面図・断面図等の作成ができる作業員を、1つの現場につき1名以上派遣できること。
- (5) 派遣する作業員各個人について、発掘調査就業履歴（1件ごとに、発注者、就業場所、就業期間）を備えておくこと。

3. 資格審査の手続き

(1) 資格審査の実施

埋蔵文化財発掘調査労働者派遣業務の競争入札参加を希望するものは、以下に掲げる書類を指定期間内に奈良県立橿原考古学研究所副所長に提出し、資格審査を受けなければならない。

(2) 資格審査に必要な書類

- ア 資格審査申請書（様式1）
- イ 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業許可証（写）、または一般労働者派遣事業許可証（写）
- ウ 労働者派遣事業許可条件通知書（写）、または一般労働者派遣事業許可条件通知書（写）
- エ 発掘作業員員数調書（様式2）
- オ 使用印鑑届（様式3）
- カ 発掘調査受注実績調書（発掘作業）（様式4）
- キ 委任状（支店長、営業所長等取引上の権限を委任する場合）

(3) 申請書等の配布

申請書等は、申請期間中、奈良県立橿原考古学研究所総務課窓口で配付するとともに、当研究所ウェブサイト（<http://www.kashikoken.jp>）からダウンロード可とする。ただ

し、土曜日、日曜日及び祝日は窓口での配布は行わない。

(4) 申請の受付期間

令和7年1月20日～2月14日 9時～17時

(※12時～13時を除く ※土曜日・日曜日および祝日を除く)

(5) 申請の受付場所

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町1番地

奈良県立橿原考古学研究所総務課

TEL:0744-24-1101 FAX:0744-24-6747

(6) 申請書等の提出方法

受付場所に持参

(7) 審査結果の通知

審査結果は、各申請者に書面で通知する。

4. 競争入札参加資格者の格付け

競争入札参加資格者のうち次の条件を満たすものはA級とし、満たさないものはB級とする(上記2.(4)のものはB級とする)。

ア 審査申請時に提出された最近3年間の発掘調査の元請受注実績が、①調査面積500㎡以上の現場9件以上、または②通算調査面積が4,500㎡以上、または③延べ実働日数が360日以上あるもの。なお、発掘調査の場所は奈良県の内外を問わない。

5. 埋蔵文化財発掘調査労働者派遣業務の発注先選定

埋蔵文化財発掘調査労働者派遣業務の発注先選定は次により行う。

(1) 原則として、電子入札システムにより一般競争入札を行う。

(2) 入札業者は、

【小規模現場】調査面積が500㎡未満の場合は、A級及びB級業者とする。

【大規模現場】調査面積が500㎡以上の場合は、A級業者とする。

(3) 落札者と橿原考古学研究所で、労働者派遣契約を締結する。

(4) 1つの発掘調査現場ごとに、発掘作業員の調査技術や理解度、作業態度等について評価を行い、当該年度の通算評価が一定水準に達しないものは、次年度の契約対象から除外することがある。

【埋蔵文化財発掘調査補助作業委託業務】

1. 競争入札による契約の名称等

(1) 契約の名称

埋蔵文化財発掘調査補助作業委託業務(重機による表土・無遺物層・遺物包含層等の

掘削、遺構検出、原状復旧及び発掘調査に関連する資材、プレハブ、事務機器、防塵シート等の賃貸借・設置)

(2) 競争入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(3) 履行場所

奈良県内一円

2. 競争入札参加に必要な資格

(1) 奈良県内に本店、支店または営業所を置いていること。

(2) 奈良県県土マネジメント部の建設業許可を受けていること（有効期間内のものに限る）。

(3) 奈良県会計局に物品購入等に係る競争入札参加資格の登録（Q 役務の提供、7 諸サービス、⑧文化財調査および O 賃貸業務、1 賃貸業務、①賃貸業務）を行っており、かつ、電子入札システムへの利用者登録が行われていること。

(4) 発掘調査で使用する重機及びそれに関連する資材等の調達・設置、搬入・搬出、運用ができること。

(5) 発掘調査の実績があるか、もしくは通算3年以上の圃場整備工事の実施実績があること。

3. 資格審査の手続き

(1) 資格審査の実施

埋蔵文化財発掘調査補助作業委託業務の競争入札参加を希望するものは、以下に掲げる書類を指定期間内に奈良県立橿原考古学研究所副所長に提出し、資格審査を受けなければならない。

(2) 資格審査に必要な書類

ア 資格審査申請書（様式5）

イ 使用印鑑届（様式3）

ウ 発掘調査重機オペレーター調書（様式6）

エ 重機オペレーター技能講習修了証（写）

オ 発掘調査受注実績調書（様式7）

カ 委任状〈支店長、営業所長等取引上の権限を委任する場合〉

(3) 申請書等の配布

申請書等は、申請期間中、奈良県立橿原考古学研究所総務課窓口で配付するとともに、当研究所ウェブサイト（<http://www.kashikoken.jp>）からダウンロード可とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は窓口での配布は行わない。

(4) 申請の受付期間

令和7年1月20日～2月14日 9時～17時

(※12時～13時を除く ※土曜日・日曜日および祝日を除く)

(5) 申請の受付場所

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町1番地

奈良県立橿原考古学研究所総務課

TEL:0744-24-1101 FAX:0744-24-6747

(6) 申請書等の提出方法

受付場所に持参。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、各申請者に書面で通知する。

4. 埋蔵文化財発掘調査補助作業委託業務の発注先選定

埋蔵文化財発掘調査補助作業委託業務の発注先選定は次により行う。

- (1) 原則として、電子入札システムにより一般競争入札を行う。
- (2) 落札者と橿原考古学研究所で、委託契約を締結する。
- (3) 1つの発掘調査現場ごとに、委託業務内容の評価を行い、当該年度の通算評価が一定水準に達しないものは、次年度の契約対象から除外することがある。